

# 市町村連携交通会議 運営支援等委託業務(R6) 仕様書

## 1. 委託業務名

市町村連携交通会議 運営支援等委託業務(R6)

## 2. 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

## 3. 業務目的

沖縄県では、那覇と名護を結ぶ鉄軌道による骨格軸とフィーダー交通とが連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けた検討を進めている。

令和2年度は、北部及び中部圏域の市町村域を跨ぐ移動に関する問題など、複数の市町村が関係する広域的な公共交通に関する課題を抽出・整理し、令和3年度以降、これらの課題をもとに関係市町村と協働で、公共交通の充実に向けて具体的に協議を行ってきたところである。

本業務は、これまで協議を重ねてきた事項を踏まえ、まちづくりとも連携した交通結節点の拡充・整備に向けた方向性や公共交通サービスのあり方等について、市町村等と協働で具体的な検討を行うなど、広域的な公共交通の充実に向けた取組を支援するものである。

## 4. 業務内容

### (1) 検討会の運営支援等

#### ア 検討会の運営支援等

資料の作成及び説明等を行い、議事要旨の整理を行う。また、その他検討会の運営に関して必要な支援を行う。

なお、検討会で使用する資料等については、図表やイメージ図等を用いるなど、わかりやすい資料の作成に努め、検討会開催の1週間前には県の確認まで終えること。

#### 【検討会開催スケジュール】

- ・全体会議（北部・中部・南部圏域の全市町村対象）  
3地区（北部・中部・南部）×1回 <3月：1回>
- ・ワーキンググループ（各圏域の関係する市町村のみ）（以下、「WG」と表記）  
既存WG：3地域（北部・中部・南部）×3回

#### イ 沖縄本島の利便性の高いネットワーク体系の検討

- ・沖縄鉄軌道推奨ルートを経由する市町村については、「沖縄鉄軌道導入に伴う交通ネットワーク等のあり方検討業務(R4-1)」報告書を参考とすること。

・沖縄鉄軌道推奨ルートを経由しない市町村においては、既往調査や交通量、人口集中地区（DID）地区、各自治体マスタープラン、各自治体施策、観光需要等の情報を収集し、交通結節点となり得るエリアを整理・分析すること。

※沖縄鉄軌道推奨ルート

（那覇市～浦添市～宜野湾市～北谷町～沖縄市～うるま市～恩納村～名護市）

ウ 公共交通サービスの充実に向けたサービスレベルの具体的検討（路線バス、コミュニティバス等の相互間連携等）

公共交通サービスの充実に向けて、既往データ等を基に地域特性や路線バス等の運行・利用・運営状況等を勘案し、フィーダー交通再編のあり方を検討・分析したうえで、実現可能性の高い具体策を提案すること。

※基幹軸（鉄軌道・基幹バスシステム・高速バス）とフィーダー（支線）交通が接続する広域公共交通ネットワーク体系及びサービスレベルについて、令和7年度中の完成を目指す。検討会の単年度での検討成果が十分示されるよう、年度単位での各圏域における検討テーマについても、発注者と調整のうえ設定すること。

## （2）市町村に対する公共交通に関する情報提供

ア 他都道府県の事例整理、情報提供

県外における自治体間の広域的な連携による取組等について、先進地の担当者を1～2自治体程度招聘し、県内市町村の交通担当者向けに別途研修会を行うこと。

なお、講師の派遣にあたっては、県とも事前に調整のうえ、関係者と日程調整や研修内容等について調整を行うとともに、講師の謝金・旅費等についても当該業務において支払いを行うものとする。

イ 最新技術及び国の取組等に係る情報提供

地域公共交通の課題解決に向けた先進事例等の収集を行い、資料整理の上、全体会議等を通じて各市町村に対し効果的な情報提供を行う。

ウ 県内の公共交通施策の情報収集及び共有

県内の市町村で運行しているコミュニティバス等について、運行区間・運行主体・導入の背景及び目的・財源等必要な情報について収集し、情報提供を行う。

## （3）打ち合わせ協議

打ち合わせ協議は、必要に応じ実施するものとし、オンラインでの対応も可能とする。

## （4）報告書作成等

① 本業務の報告書は、上記（1）～（2）の基礎情報及び検討結果や必要なバックデー

タ、図表について盛り込まれていること。

- ② 報告書のとりまとめにあたっては、調査内容について体系的に整理し、図表やイメージ図等を用いて、わかりやすい内容とするよう努めること。また、公表用の概要版報告書も併せて作成すること。

## 5. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- ・ 報告書（A4版）：2部
- ・ 報告書（概要版）：2部（A3版1～2頁程度とすること）
- ・ 電子データ（CD-R）：1部
- ・ その他担当職員から指示のあったもの：1式

## 6. 再委託の制限等

### （1）一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ・ 市町村や自治会担当者等との連絡調整業務

### （2）再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

### （3）再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りでない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力および集計

その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

## 7. 委託業務の経理等

- ・当該委託業務に係る全ての支出については、領収書等の厳格な証明書類が必要であること。支出額、支出内容について適正と認められない場合は、当該委託費の支払いができない場合がある。
- ・委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区別して記載し、委託費の使途を明らかにすること。

## 8. 守秘義務及び個人情報の取り扱い

受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた資料については善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講じること。

また、業務遂行上知り得た事項についても慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定されうるものに係る情報（個人情報）の取扱いについては、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。

## 9. 特記事項

- ・本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、その取り扱いについて双方協議の上、取り決めるものとする。
- ・本業務を遂行するにあたって知り得た事項は、県の許可なく他に流用してはならない。
- ・本業務を遂行するにあたり、必要な資料がある場合は、本課職員と協議するものとする。
- ・本業務の成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。
- ・本事業の業務実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を十分に講ずること。
- ・本仕様書に記載の委託業務の内容は、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。